

平成23年北秋田市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 平成23年12月9日(金)午後1時30分から3時30分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(31名)

2番 小野安則	3番 佐藤弘二	4番 和田利彦
5番 佐藤篤史	6番 太田兵一	7番 三沢定幸
8番 三沢博隆	9番 佐藤茂延	10番 熊田進
12番 柏木勲	13番 松浦義春	14番 柴田英一
15番 柴田喜代志	16番 畠山正敏	17番 鈴木政人
18番 長崎成人	19番 庄司憲三郎	21番 湊広
22番 齋藤富美雄	23番 嘉成久雄	24番 長岐亮仁
25番 檜岡悦子	26番 春日正一	27番 加藤隆悦
28番 佐藤利子	29番 佐藤哲也	30番 三浦剛
34番 春日祥光	35番 木村正彦	36番 藤岡茂憲
38番 後藤久美		

4. 欠席委員(7名)

1番 金田悦子	11番 布田久人	20番 近藤利紀
31番 杉渕渉	32番 佐藤稔	33番 宮腰文義
37番 成田光弘		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員指名
- 第2 報告第1号 会務報告
- 第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第4 議案第51号 非農地証明交付申請の承認について
- 第5 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- 第6 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 第8 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 第9 議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第10 議案第57号 北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について

6. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 小 塚 重 光 主任 鈴 木 潤

7. 議事録署名委員

13番 松 浦 義 春 14番 柴 田 英 一

8. 会議の概要

事務局	ご苦劳様です。それでは北秋田市農業委員会第13回総会を開催したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。会長からあいさつをお願ひします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	ご苦劳様です。12月の定例総会を開催したいと思ひます。今日の欠席届は大変多く出されておひります。1番の金田委員さん、11番の布田委員さん、20番の近藤委員さん、31番の杉淵委員さん、32番の佐藤委員さん、33番の宮腰委員さん、37番の成田委員さんの7名から欠席届けが出されておひります。なお、9番の佐藤委員さんからは少し遅れるとの連絡が入っておひります。また、19番の庄司委員さんからは議会終了後に出席するとの連絡が入っておひります。それでも定足数に達しておひります。総会成立となりますので始めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
議 長	まず初めに議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。13番の松浦委員さんと14番の柴田委員さんご両名にお願ひをいたします。それでは報告第1号「会務報告」を事務局長よりお願ひいたします。
事務局	報告第1号「会務報告」資料により説明。

(詳細省略)

議 長 会務報告でありますのでご了承頂きたいと思えます。次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局長より説明願います。

事務局 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」資料により説明。

(詳細省略)

議 長 報告第2号について説明がありましたが、皆さんから質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

7 番 7番の三沢です。受付番号1番ですけれども解約面積が相当大きいようですが、何か特別な事情などあったのですか。また解約後の受け皿はどうなっているのか教えて下さい。

議 長 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 解約の理由というのは、借り人のHさんの労力不足のためとお聞きしております。解約後の受け皿というお話しですけれども作り手が決まっている農地もありますが、決まっていないところはJA鷹巣町の円滑化事業を利用するように進めているそうです。以上です。

7 番 分かりました。

議 長 その他ございませんか。

34番 34番の春日です。書式について、お伺いしたいと思えます。地目の関係ですが、登記簿と現況というのを定めておりますが、登記簿につきましては登記の地目になりますが、現況地目に違う地目が書いてありますが、この記載につきましてどのような形で記載しているのか、その点についてお伺いいたします。

議 長 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 我々の使っている農地台帳のシステムですが、こちらのシステムが固定資産税のシステムとリンクをしております。固定資産税の課税地目を表示しております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

34番 そうすれば現況と連動しているということですか。それとも登記簿と連動しているということですか。

事務局 地目はどちらも連動しております。登記簿上の地目が田んぼで現況は畑として耕作している場合であれば畑と表示されるようになっています。

あくまでその固定資産税の課税の地目をこちらでデータを吸い上げて、農地台帳に反映させております。税務の方で判断する現況の地目、課税上の地目をこちらの農地台帳へそのまま反映させています。

34番 そうすれば、その資料につきましては税務の方の資料の中に、登記簿と現況の方と二つあがっているということですか。

事務局 はい。固定資産税のシステムには登記簿上の地目と現況の地目が載っております。

34番 分かりました。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 なければ次に進みたいと思います。議案第51号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第51号「非農地証明交付申請の承認について」資料により説明。
(詳細省略)

議長 議案第51号につきまして事務局の説明が終わりましたが、現地調査をして頂いた委員さんからもご説明をお願いしたいと思います。議席番号23番

の嘉成委員さんから説明を願いたいと思います。

23番 それでは説明をいたします。11月28日午前9時より委員の方は湊委員さん、齋藤委員さん、長岐委員さんと私です。事務局からは長岐局長さん小塚さん鈴木さんです。K調査士さんが立ち会い8名で現地調査をしました。場所は米内沢の市民病院付近で、北欧の杜近くの農道らしきところ200メートルくらい奥に入ったところです。申請地・図面・案内図は13ページから15ページを見て下さい。ここは山林化しているため年数は20年くらいたっていると見てまいりました。農地として利用するのは困難と判断してまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第51号につきまして皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第51号につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。続いて議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」資料により説明。

(詳細省略)

議長 現地調査をして頂いた委員さんからご説明を願いたいと思います。先ほども説明して頂きましたが23番の嘉成委員さんからお願いいたします。

23番 23番嘉成です。日時、委員、事務局は先ほどと同じです。場所は鷹巣体育館やプールが建っている所の道路沿いの所でございます。申請地の図面は1

7ページから19ページを見て下さい。ここは社会福祉法人Yの隣接地で雑草化になっている畑に入所者の訓練のため使用するという事です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第52号につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。権限移譲を受ける前は、この案件で県知事に審査してもらっていましたが権限移譲を受けていますので、次の段階で出てくるということでもあります。ご理解頂きたいと思います。この議案52号につきまして何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第52号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。続いて議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」資料により説明。

(詳細省略)

議長 この議案第53号につきましても、現地調査をして頂いた委員さんから説明をお願いいたします。受付番号1番から13番までと15番17番を説明して頂きたいと思います。14番は先ほどの議案52号で説明しておりますので省略させていただきます。それでは議席番号23番の嘉成委員さんからお願いいたします。

23番 23番嘉成です。日時、委員、事務局は先ほどと同じです。受付番号1番から13番まで一通り見てまいりました。場所は26ページを見て下さい。国道105号線、鷹巣方面より米内沢方面に向かう途中で、比内養護学校のたかのす分校の周辺です。国道より500メートルくらい行ったところに申請

地があります。図面・申請地は27ページ28ページを見て下さい。ここは株式会社Sが耕作放棄地を再生してニンニク栽培を行われておりました。受付番号15番ですが、場所は29ページを見て下さい。国道105号を七日市から空港に向かい空港の入口前の交差点を右折して500メートルから600メートルくらい下ったところです。申請地の図面は30ページ、31ページを見て下さい。申請どおりですのでご審議のほどよろしくお願いいたします。受付番号17番につきましては、場所は32ページを見て下さい。国道105号線で阿仁方面より阿仁前田方向に向かって、二つ目の信号を過ぎますと左側に整備工場があり、その裏の方に申請地があります。申請地の図面は33、34ページになります。申請どおりですのでご審議の方お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは議案第53号につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

8番 8番の三沢です。Sの1番から13番までについて質問いたします。この間、農地パトロールで鷹巣地区の農業委員全員でこの場所を見てきておりますけれども、先月も私がこの件につきまして質問いたしましたが、市の認定農業者を受けて更には秋田県からの補助金を得ているという中で、手続きが遅れたという理由はどうしてなのか説明をお願いいたします。

議長 事務局から説明お願いいたします。

事務局 資料3をご覧ください。Sさんからの申請書と一緒に顛末書としてこの文章が提出されました。相続登記を行っていなかった方からの同意を得るのにちょっと時間がかかってしまったということもあり申請が遅れてしまったということです。

議長 今説明があつたとおりですがよろしいでしょうか。その他ございませんか。

8番 分かりました。

34番 34番の春日ですが、現地調査したときに周辺の農地利用に悪影響を与えるというような判断はどうしたのか教えて下さい。この調査書には書いていますが、その点について調査をした方がどのような判断をしてきたのか教えて

下さい。なお、このことによって地域の農薬栽培や農薬を使った場合、周辺の農地に困難が生じないか、その点についてもお願いいたします。

議 長 現地調査をして頂いた委員さんからお願いいたします。

2 3 番 23 番嘉成です。周辺には影響ないと見てまいりました。周りには家も建っていませんでした。農薬に関しても隣接しているところは農地でしたが作付けはしていなかったので大丈夫だと見てまいりました。

3 4 番 農業生産法人であります解約条件付が付いておりますが、その解約条件付の内容について説明お願いいたします。

議 長 事務局から説明お願いいたします。

事務局 ただいま春日委員の方からお話しがあったように、今回のSさんの申請は農業生産法人以外の法人が借り人でありまして、通常の農地法であれば農業生産法人以外の耕作は許可できない案件なのですが、農地法の平成21年の農地法改正から「解除条件付の契約が交わされている契約であればその限りではない」という条項が追加されまして、それにより許可相当と考えられます。契約書には「目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除することができる」と一項目うたっておりまして、これによって申請者が農地を利用していないと認められる場合には解除になるということであります。

議 長 よろしいでしょうか。

事務局 補足説明いたします。ご存じのとおり農地法の3条で「農地を借りる場合は農業委員会の許可を受けなさい」ということが3条の1項で規定されています。3条の2項には出来ないもの規定があります。こういうものには許可してはいけないというのが3条の2項です。3条2項の中に農業生産法人以外の法人という規定があります。3条2項によれば、今回のSさんの場合は許可にならない。但し、何にでも但し書きというのがありましてそれが農地法3条の第3項です。第3項の中に農業委員会は全項の規定に係らず許可をすることができる規定というのがあります。それがさっき言った但し書きです。農地法3条3項の第1号に「これらの権利を取得しようとする者がその

取得後においてその農地または、採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に、使用貸借または賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付記されていること」とあります。さっき鈴木が言ったとおり契約書の中で、適正に農地として利用しないというのであれば解除することができますという規定があれば、農業生産法人以外の法人でも耕作権を持つことができます。持てるのは耕作権だけです。所有権は持てません。借りることは出来ますが、但し適正に管理しないと農地を取り上げられるという規定が農地法改正によって新たに付けられておりますので、Sさんはこの規定を使って農地を借りているということになっております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

5番 受付番号14番の社会福祉法人Yですが、主たる業務というのはどういったことをやっているかということと、その農地にどんな作物を作付け等するのか教えて下さい。

議長 事務局の説明お願いいたします。

事務局 社会福祉法人Yは、福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者の個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業及び広域事業を行う法人であります。北秋田市には「D」という施設を設置しております。申請地の隣りにあります。申請地には利用者の方が訓練のために野菜を作付する予定です。

議長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

6番 Sですけれども、鷹巣の現地調査で最後に話し合ったとき農地違反で貸借の許可が出されないということで、かなり強い口調で話し合いましたけれども、その中で今日の総会で審議、決議して頂きたと鷹巣地区の農地パトロールのときに話をしましたが、今ここに顛末書が出てきまして鷹巣の中での報告というのが、総会の中で審議して決議してもらおうという形になったようです。ただ申請月日のずれで、このような形になったと思いますけれども、そういうことで皆さんに審議いただければと思います。

議長 先月だったと思いますが、8番の三沢さんからこの件が出されました。そのときに私自身も知らなかったし場所も県道沿いあるいは市道に隣接したところであれば見る機会があったとは思いますが、なかなか見る機会もなかったので三沢さんから言われて、こんなところがあるのかと聞いて事務局にも調査するようにと話をしました。今、太田さんが言ったとおり鷹巣地区の農地パトロールで現地を調査し、やはりこのままでは良くない。また賃貸借も出されていないのになぜ耕作しているのか、調査をしたところ相続の関係で手続きが遅れているということで、顛末書も出されているということです。そこを含めてご審議をして頂きたいと思います。

議長 その他ございませんか。

15番 15番の柴田ですが、今のSの貸借の期間は2年となっていますけれども、話を聞くとニンニクを植えているということですが、来年になれば2年目ということになるのですか。期限には制約もあるのですか。

事務局 申請が3条の賃貸借申請ですので、合意解約があらなければ期間に定めのない契約に変わりますので、2年後も解約が出ない限りSさんが耕作することとなります。以上です。

議長 その他ございませんか。

9番 9番佐藤です。Sですけれども、今日の日付であがっていますが今日から借りるということになるのですか。それと、この文章を読みますとYSから借りているようですが、この絡みはどうなっているのですか。現に今ニンニクを植えています、「今まで借りていた分はなくなるのか」「今日から改めて2年という形になるのか」「今年の方は、今までの貸借期間も絡めての2年なのか」教えて下さい。

議長 事務局の説明を願います。

事務局 YSの経緯をまず先に説明します。YSの前理事長のころは、あそこではかなり生徒の入居者さんがおまして、前理事長はそこで食べ物は自給自足をめざしましょうということで、過去に岩脇地区の分けた畑なのですが広大な面積を借りたのです。やはり経営的には間に合わないという話であったよ

うですが、理事長さんの意向で「自分が食べる分は自ら育てて、施設に入っている方を自分も教育をしながらやっていくんだ」ということでやってきたのですが、理事長さんが変わられてから、貸借はどうなっていたのか分かりませんが、かなりの面積を耕作していなかったのです。長期間休ませているところがほとんどでした。今回Sさんが、YSの方に行ったところ実際今は使っていないので、どうぞという話で今の場所になったそうです。あと契約期間の話ですが、農地法上ここは農業委員会ですので農地法上の話しかできないのですが、農地法上は今日許可を頂ければ今日からの耕作権を持つということが正式な話です。では今までの分はどうなるのかというと、皆さんご存じのとおりヤミ小作状態ということです。許可が出れば今日からは合法的ですが、昨日までの分はヤミ小作の話ですのでヤミ小作に関しては農業委員会では責任をもてませんし、その分を払えとか払うなといった話もできません。ですから、今日許可を頂ければ2年後の昨日までという期間の許可証を発行することとなります。以上です。

議長 先月8番の三沢さんのご指摘、あるいは鷹巣地区の農地パトロールでのご指摘等があつての指導ということでありますので、三沢さん並びに鷹巣地区の農業委員の方々の努力がこういう形で顛末書まで出させることになったと思います。皆さんのご努力に大変感謝いたします。

9番 この農地法違反に関しては、顛末書も出ているのでいいと思いますが、ただ許可を得ていないのにいろんな新聞とかテレビとかで大々的に宣伝されておりました。本人が知らないうちに入ったのか、どのような形で入ったのかは分かりませんが、こういう状況でありましたら宣伝とか出さない方が必要だったと思いますけれども、そのようなことも含めて嚴重に注意を申し述べておいて欲しいと思います。

事務局 分かりました。

議長 その他ございませんか。

7番 7番三沢です。株式会社Sというのは、これを行うために作った法人なのか、別の事もやるということで作った法人なのか教えて下さい。

議長 事務局の説明を願います。

事務局 お答えします。平成23年3月今年の春に、ニンニクだけとは限りませんが、農産物生産をするために設立された会社でございます。参考までに株式会社ですので、株を発行して株をどなたかが持っているわけですけれどもA建設さんが80株、T組さんが60株、Y組さんが60株トータルで資本金1000万円の会社でございます。以上です。

議長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

36番 36番藤岡です。今Sの件が出ているようですが、話が出尽くした感もありますし、やっぱり先月の認定農業者の関係でお聞きしたい件がありますが、本来であれば皆さんから出ているとおりに賃貸借契約を結んでからやるのが当然でしょうが、今この北秋田市では初めてのケースかと思えます。農外参入の企業がいわゆる建設業者が、公共事業がなくなるというところから新しい会社を作って農業に参入するというのが全国的に増えているかと思えます。それはそれで良いことだと思いますが、建設業会の方は公共事業を主にやっていますので、契約をきちんとやってからではないと工事にかかれないうことは常道なのです。誰が見ても、そういう意味からいっても急ぎ足であったと思っています。もうひとつは、認定農業者になっているようですが、賃貸契約ができないままにヤミ小作状態で計画をあげて公共資金を引っ張っているということはちょっと問題ではないかと私は思います。農業委員会の許可申請することを、きちんと事務局としても指導などお願いしたいと思えます。今後こういう企業が参入してくるケースが多々あると思えますので、そのへんのところはきちっとしておいて欲しいと思えます。

議長 これは農業委員会の事務局だけではなく、認定農業者になるのは農林課で認定しますので、農林課に対しましてもお互いに意見交換をしながらこのようなことがないような形で進めていきたいと考えています。農林課の方にもこのことを伝えたいと思えます。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ちょっと申し上げたいのですが、農業委員会の不要論というのはかなり出されております。特に株式会社の農業参入というのは、かなり以前から入りたくてやきもきしているところでございます。農業委員会というのは農業者

の利益だけを考えて、これから新しく入ろうとする企業に対しては「あまりにも厳しいのではないか」「嫌がらせをしているのではないか」という意見まで出されているという話を藤岡さんはかなり耳にしていると思いますので、特に強く言われたと考えておりますが、地域として農業委員会の事務局はもちろんですけれども農林課に対しましても、この旨を話しながら今後双方で話をして、同じことがないような形で進めていきたいと考えます。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第53号につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。但し、先ほども申しましたように農業委員会の事務局はもちろんですけれども農林課の方にも話をしていきたいと思っております。その上で皆さんからのご決意を頂いたわけでありますので、よろしくお願いいたします。それでは次に進みます。議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」資料により説明。

(詳細省略)

議 長 この議案第54号につきましても現地調査をして頂いた委員さんがおりますので説明を願いたいと思います。議席番号24番の長岐委員さんをお願いいたします。

24番 24番の長岐です。現地調査は日時、委員、事務局は先ほど嘉成さんがおっしゃった通りでございます。1番についてですが、37ページから41ページになっておりますが37ページを見て下さい。申請者は上杉から桃栄の方に向かって間もなくのところでございます。次ですけれども39ページを見

て下さい。この申請地は地番が29の畑となっておりますけれども、もう既にここには農業用物置が建っております。K調査士さんに聞いたところ築15年くらいは経っているだろうというような話でした。この土地には建物は建っておりますけれども周囲は畑と原野で境界ははっきりしておりますので、問題はないのではないかと判断してきました。次に2番ですけれども42ページから48ページになっておりますが、42ページを見て下さい。場所は合川の市民病院方向です。手前に北央農協さんのカントリーがありますけれども大沢集落でございます。次に44ページを見て下さい。地番は202-62です。ここには一般住宅及び農機具格納庫、車庫を建築したいということでしたけれども、もう既に申請地には農機具格納庫が建っております。これについては、市道の拡幅のため前の道路に建っていたのが平成18年に移転してここに農機具格納庫を作ったそうです。この場所には、新築で住宅を建てたいということです。202-79には住宅もありますけれども、改めて新しく建築したいということでした。この場所はH調査士さんも立ち会いしており、周囲は自分の畑で境界もはっきりしておりますので、問題はないということで判断してまいりました。次に受付番号3番の申請ですが49ページから52ページです。49ページを見て下さい。場所ですが、米内沢総合病院の裏側になります。52ページを見て下さい。この地番は37-2です。車庫を建てたいということでした。もう既にパイプ車庫がありましたが、振興住宅地で周りに対しても影響なく問題はないと見てまいりました。次に受付番号4番ですが53ページから56ページです。53ページを見て下さい。これは米内沢から新田目方向に向かって本城集落のはずれです。55、56ページを見て下さい。56ページですけれども二筆あります。地番の120と118です。4条申請は120番地です。元々の118番地は5条でも審議されますが、ここは20年以上前に盛土をしており周りとの境界もはっきりしていますし、また農振解除地ということもありますので問題ないと見てまいりました。以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。議案第54号につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

34番

34番の春日です。農地法第4条ですが、この建物については建築する担当者の指示があって今回の総会にかかったと思っておりますが、一番先に建物を建てる場合は、農地の転用計画を受けてからの手順だと思っておりますが、今話したと

おり農地転用について建築するための建築担当者が農業委員会に来たかどうかその点についてお願いいたします。

事務局

まず受付番号1番に関しましては、この申請者の方が家屋調査士さんに相談をして農業委員会には家屋調査士さんが来ております。受付番号2番に関しましても申請者が新しく新築したいということで、地目を確認したところ農地であったために申請者は家屋調査士さんを通してきております。受付番号3番ですが、こちらは司法書士さんが代理人で申請があがってきております。受付番号4番ですが、以前に農地パトロールでも見た経緯がありますが、地元の農業委員さんの働きによって農地法違反も解消して農振除外また農業委員会への申請につながったケースでこちらは本人の申請であります。以上です。

議長

よろしいでしょうか。春日さんから質問されているのは、今建てるのではなく最初に建てたときにそういう手続きをしていたのか。それが建築許可を申請するときに建設課から農業委員会に問い合わせが来ているのかという意味で話をされたのではないのでしょうか。

事務局

建築確認というのは皆さんご存じのとおり、秋田県の建築主事がこの建物について許可を与えるというのが建築確認申請です。農業委員会というのはそこを農地以外にしても良いかという許可なのです。こちらはどちらも同じ場所なのですが、詳細を見ると地べたの許可と建物の許可は別々だということです。ただそういうことを言っていると片方が許可とって、片方が許可とらないということが昭和40年代に多くなってきました。それから昭和47年に秋田県の農林部長、土木部長から「市町村の建築担当部署と農業委員会宛に連携するように」と文書を出しました。つまり確認申請がきたら市町村の建設課は必ず農業委員会に問い合わせして確認するようにと通知が出ています。それをきちんとやって、機能していれば今回のような後追いという申請はなかったと思います。きちんと機能していなかったと思われれます。もちろん我々農業委員会も普段からの農地パトロールで、そういったところを適正に指導していくことも必要ですが、そういったことから逃れてしまったので、今回改めて後追いで許可申請ということになっております。事務局としても非常に残念です。きちんとやっていればこんなことにはならなかったのにといい思いはあります。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

26番 26番の春日です。受付番号4番のSTさんの件についてお聞きします。20年前から資材置場となっているようですが、もっと早く申請することがなぜ出来なかったのか、地域に農業委員もおりますが、そういうことを指導することが考えられなかったのか、また隣接している方々に対しても声がなかったのか教えて下さい。

議 長 事務局が答えるよりも合併以前の問題ですので、事前に旧森吉町の農業委員会の方で分かる方がいれば事務局よりも経緯が分かると思います。

15番 15番の柴田です。地元の農業委員で近くで長くやっていますのでお答えいたします。確かに指摘されましたように30年近くたっていると思います。公共の工事で土を投げさせてきたわけですが、田んぼですので貸して転作面積にカウントされておりました。全部使ってはいませんが大豆を植えてありました。去年の農地パトロールのときに気まずくなるかなと思ったのですが、勇気を出して言いました。まき小屋を建てようとしていたので、許可をもらってからのほうが良くないかということでストップさせておりました。ところが農業振興地域になっておりましたので、役場の許可も大変時間がかかりまして、それを除外しまして建物を寄せて許可をもらって1年遅れの今回の申請となりました。役場に盛土をさせたことが悪いとか、農地法違反という知識を持っていないため、農地の転作カウントになるということでやってきましたので、私も注意をしそびれておりましたが簡単な建物でありますけれどもそこで待ったをかけて、今回の申請になりましたのでどうかご理解の方お願いしたいと思います。

議 長 転作で大豆を作付けすることで、そこに盛土をするときに改良届けを出してやって頂ければ何の問題もなく転作として十分に機能をはたせたと思います。最終的に資材置場にしたということ、あるいは建物を建てるということになるとやはり地域の農業委員の方々の指導がいきってきたと考えます。長年やっている柴田さんも説明しづらかったと思いますけれどもありがとうございます。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第54号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。続いて議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」資料により説明。

(詳細省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたが、現地調査をして頂いた委員さんからもご説明を願いたいと思います。受付番号1番から9番までは議席番号22番の齋藤委員さんから受付番号10番、11番は議席番号21番の湊委員さんからそれぞれ説明をお願いいたします。

22番 22番の齋藤です。日時、調査委員、事務局は同じでございます。受付番号1番から6番までを最初に説明いたします。この場所は、市の都市計画により排水路の拡張のため仮設道路として一時使用貸借するものであり、来春には原状復帰するということなので問題ないと思われました。詳細につきましては61ページから66ページをご覧ください。ご審議お願いいたします。受付番号7番、8番の議案ですが賃借人のI商会立ち会いのもとで、現地を見てまいりました。砂利採集のため約1年位の賃借ということであり、一方が堤防に面しており周辺に対しても問題ないと思われました。詳細につきましては65ページから68ページをご覧ください。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。次に受付番号9番ですが、先ほどの4条のところでは長岐さんからも説明がありましたが、ここでは隣の118番地についての申請でした。先ほど柴田委員さんからもご説明ありましたが、盛土をして20年以上経過しておりまして、資材置場として使用する目的であり現在も使用しているみたいでした。母親から使用貸借するものでありますので問題ないと思てまいりました。詳細につきましては69ページから72ページをご覧ください。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。続きまして議席番号21番の湊委員さんからお願いたします。

21番 21番湊です。日時は同じでございます。受付番号10番、11番ですが、森吉支所の前から入ったところのI農園さんという農園でありました。農地を譲り受けるということで73ページから75ページをご覧ください。宅地にするということでしたが周りにも影響ないと見てまいりましたのでご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局並びに現地調査をして頂いた委員さんからの説明が終わりました。議案第55号につきまして皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は原案どおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。続いて議案第56号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。所有権移転、利用権設定ともども説明をお願いいたします。

事務局 議案第56号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」資料により説明。

(詳細省略)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより議案第56号のうち所有権移転、利用権設定ともども皆さんからご質問を頂くわけですけれども、利用権設定の受付番号1番と11番の二つにつきましては、当農業委員の関連がありますので受付番号1番と11番を除いて、その他についてご質問ご意見等頂戴

したいと思います。何かございませんか。

34番 34番の春日です。利用権設定の賃借料の件で伺います。再設定のようですが前回との価格差はどのくらいですか。

事務局 具体的な説明はしませんが、イメージ的な説明をさせていただきます。皆さんご存じのとおり米の価格が下がっていることもありまして、再設定の申請にみえる方は結構おりますが、今再設定にくるということは5年とか10年前に設定した方です。当時の契約書を見ると一反歩2俵半というのが通常レベルでありました。それが今再設定でくると今2俵半で契約する人はいません。2俵でもちょっと高いかなと思うくらいなのですべてとはいいいませんが、ほとんどが再設定のときには5年前、10年前の契約と比べて賃借料については下がっているという傾向がございます。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

13番 13番の松浦です。利用権設定の受付番号23, 24, 25番ですけれどもこの期間が1年となっておりますが特別な理由があつての1年ですか。

議長 事務局の説明を願います。

事務局 耕作者のTTさんの要望で1年であります。詳しい内容をお聞きしたところ、耕作をやめようかなと思っていたようですが、もう1年作って欲しいと頼まれたので1年という契約になっております。以上です。

議長 借受けする方の要望のようです。あと耕作をやめたいと希望を出したようですが、貸主の方から1年でも良いので作って欲しいと要望があつての契約のようです。双方からの希望の1年契約ということです。その他ございませんか。

25番 22番の齋藤です。利用権貸借の中で受付番号2番ののですが3番4番の譲受人と同じ方なのですが、2番については利用する期間が9年4ヶ月となっております。他のところは10年で同じ人が借りるわけですが9年4ヶ月というのはどういうことなのか教えて下さい。

議 長 事務局の説明を願います

事務局 借主のIMさんはいろいろな方から借りているのですが、TIさんから別の筆も借りていまして、こちらの方の契約と後ろを揃えるということでIMさんとTIは次9年4ヶ月後に別の筆も合わせて再設定できるということで何回も農業委員会に足を運んでもらうよりは一度にまとめた方がいいのではないかという話で、この受付番号2番につきましては何年とキッパリではなくて何ヶ月というような設定となっております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第56号中利用権設定の受付番号1番と11番を除いた、その他につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定します。次に議案第56号中利用権設定の1番につきまして、円滑化事業になりますので鷹巣町農協の理事の方の退席を求めます。4番の和田委員さんと9番の佐藤委員さんご両名の退席を求めます。

暫時休憩をいたします。

(4番和田利彦委員・9番佐藤茂延委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。議案第56号中利用権設定の受付番号1番について、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第56号中利用権設定の1番につきまして原案どおり決することにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定します。

議 長 暫時休憩いたします。

(4番和田利彦委員・9番佐藤茂延委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。議案第56号中利用権設定の受付番号の11番につきまして、当農業委員会委員との関連がございますので退席を求めます。8番の三沢委員さんの退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(8番三沢博隆委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。議案第56号中利用権設定の受付番号11番につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第56号中利用権設定の受付番号の11番につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定します。

暫時休憩いたします。

(8番三沢博隆委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。議案第57号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第57号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」資料により説明。

(詳細省略)

議 長 議案第57号につきまして振興地域整備計画変更案であります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

34番 34番春日です。農業振興地域整備計画変更案ですけれども前にもお話ししているわけですが、やはり農振地域の変更と優良農地でありますので、農林課から年に一回でも良いので説明に来た方が良いと思いますが、要望としてどうでしょうか。

議 長 要望として受けておきます。今年7月から農業委員になられた方は特にこの農振の整備の計画変更等につきまして分からなかったらご質問して頂きたいと思います。

暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。議案第57号につきまして皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第57号につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定します。以上をもちまして提出議案はすべて終了いし

たしました。これをもって「平成23年度第13回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。